

総務省統計局 説明資料

1 科学技術研究調査（基幹統計調査）の変更

(1) 調査事項-1

- ・「任期無し研究者の数」「うち40歳未満の任期無し研究者の数」の把握について

a 本調査において「任期無し研究者」は、どのような定義とする予定か。また、その定義は、第5期科学技術基本計画と整合性が確保されているか。

【回答】

- 1 「任期無し研究者」の定義については、「雇用契約期間の定めがない者（定年までの場合を含む。）」とすることと考えている。これは、労働力調査における就業者の従業上の地位の一般常雇の無期の契約の定義「『一般常雇』のうち、雇用契約期間の定めのないもの（定年までの場合を含む。）」に準拠したものである。
- 2 第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）（以下、「基本計画」という。）では「大学及び公的研究機関においては、ポストドクター等として実績を積んだ若手研究者が挑戦できる任期を付さないポストを拡充することが求められる」とされており、内閣府担当者とも調整をしたものであり、上記の定義は基本計画と整合性は取れていると考える。

b 「任期無し研究者」の数として、調査票乙（非営利団体・公的機関）では「研究者（専ら研究に従事する者及び研究を兼務する者）」、調査票丙（大学等）では「研究本務者」から、それぞれ該当する者の数を把握することとしているが、把握する範囲が異なる理由は何か。

【回答】

基本計画では、「大学及び公的研究機関」における「若手研究者」の任期を付さないポストの拡充と記載されており、調査票乙（非営利団体・公的機関）、調査票丙（大学等）とも雇用されている「研究者」を把握する範囲と考えている。

ただし、調査票丙（大学等）では、「研究者」で「本務者」のうち、「大学院博士課程の在籍者」及び「医局員」は以下の理由から除外している。

<大学院博士課程の在籍者>

学生であり雇用されておらず、いずれ修了して次のキャリアに進むことが前提であるため

<医局員>

大学の附属病院に所属し、医学部及び歯学部等の学部課程卒業後の1～2年間の卒後研修期間にある医師・歯科医師や大学病院・関連病院等に従事する医員も含まれており、業務として、一部臨床研究等を含んでいるものの、医療従事者としての診療業務が中心であるため

c 「任期無し研究者」等について、男女別に把握する必要はないか。

【回答】

- 1 基本計画に「任期無し研究者」「うち 40 歳未満」の「うち女性」の数を把握することは言及されていない。
- 2 男女別に把握する必要性については、男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）での指摘を踏まえると十分に認識しているものの、「任期無し研究者」「うち 40 歳未満」を男女別に記入することについては、報告者の記入負担の状況を検証する必要がある。
- 3 以上のことから、今回は、基本計画に記載されている 40 歳未満の任期無し研究者数を確実に把握することとし、調査の実施状況をみた上で、男女別の把握の可否を検討することとしたい。

(2) 調査事項-2

- ① 新規採用者数の内数として、自然科学部門の専攻別人数の追加
- ② 新規採用者及び転入研究者数の内訳として、博士号取得者の数を追加

a 今回の変更内容は、第5期科学技術基本計画等の指摘内容を踏まえた、十分なものとなっているか。

【回答】

(①について)

- 1 第5期科学技術基本計画本文に、大学及び公的研究機関における女性研究者の新規採用割合に関する目標値(自然科学系全体で30%、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%)として、記載されており、それに対応したものである。特に、医学・歯学・薬学は、分野毎に相当状況は異なるものと考えられることから、具体的な施策を考える上で、分野毎の把握が必要であるとのニーズに対応したものである。

第5期科学技術基本計画(抜粋)

第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

(1) 人材力の強化

② 人材の多様性確保と流動化の促進

i) 女性の活躍促進

(略)

組織の意思決定の場に参画している女性研究者は少なく、第4期基本計画が掲げた女性研究者の新規採用割合に関する目標値(自然科学系全体で30%、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%)も達成されていない状況である。

- 2 第5期科学技術基本計画本文に、「産業界においては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を活用し、各事業主が、採用割合や指導的立場への登用割合などの目標設定と公表等を行う取組を加速する。」や、「目標値について、第5期基本計画期間中に速やかに達成すべく、国は、関連する取組について、産学官の総力を結集して総合的に推進する。」という記述があることから、民間企業の女性研究者の活躍も推進する内容となっており、これに対応したものである。

- 3 また、自然科学部門別に新規採用者数を回答可能か、報告者へヒアリングを行ったところ、下表のとおり、過半数から負担なく回答可能という意見を得ている。

組織	可能	可能だが非常に負担	困難・不可能	その他	計
企業	8	2	2	0	12
非営利・公的	5	3	1	1	10
大学等	8	4	3	0	15
計	21	9	6	1	37

56.8% 24.3% 16.2% 2.7%

- 4 以上のとおり、第5期科学技術基本計画の指摘内容を踏まえた、十分なものとなっていると考える。

(②について)

- 5 博士号取得者の把握については、学校基本調査において大学院博士課程の卒業生数は把握できるものの、博士号取得者の他に満期退学者も含まれており、また、博士号取得者を受け入れる企業・研究機関側のデータは存在していない。

第5期基本計画本文に「博士課程修了後に独立した研究者・大学教員に至るまでのキャリアパスを明確化するとともに、若手研究者がキャリアの段階に応じて高い能力と意欲を最大限発揮できる環境を整備する」という記述があるが、このような環境の整備状況を把握するデータのの一つとして、博士号取得者の就職状況を、より正確に把握するためには、本調査での把握が必要であると考えます。

b 新規採用者の内訳として、自然科学部門以外について、内訳を把握する必要はないか。

【回答】

- 1 第5期基本計画には、自然科学部門における女性研究者の新規採用割合の目標値が掲げられており、本調査でこれを確実に把握したいと考えているところである。
- 2 自然科学部門以外の人文・社会科学部門については、基本計画での記述がないほか、研究者数（ストック）が企業では人文・社会科学部門の割合が非常に小さいことなどから、今回は見送らせていただきたい。
- 3 なお、研究者数（ストック）については、非営利団体・公的機関及び大学等において、人文・社会科学部門を詳細に把握している。（企業では、人文・社会科学部門を一括りで把握しているが、平成27年3月31日現在で、自然科学部門554,148人に対し、人文・社会科学部門は、6,317人と非常に少ない。）

(3) 調査事項-3

- ・ フラスカチ・マニュアルの改定を踏まえた性格別研究費の「開発研究」の定義変更について

a 変更される定義は、フラスカチ・マニュアルにおける「試験的開発」の改定内容を踏まえたものとなっているか。また、報告者にとって分かりやすいものとなっているか。

【回答】

- 1 フラスカチ・マニュアルにおける「試験的開発」の定義に追加された「producing additional knowledge (付加的な知識を創出する)」という要件を、本調査の「開発研究」の定義に挿入したことから、フラスカチ・マニュアルの改定内容に沿ったものとなっている。
- 2 「開発研究」の定義における、現行の「知識の利用であり」を、変更案で「知識を活用し、付加的な知識を創出して」とすることで、知識の創出が「開発研究」の要件であることがより明確になり、より報告者にとって分かりやすいものになっているものと思料する。

b 定義の変更に伴い、「開発研究」の集計結果にどのような影響があると想定しているか。

【回答】

- 1 フラスカチ・マニュアルの、今般の改定において、研究等にかかる定義について、今までと概念は変わらないものの、より明確に分かりやすくするための文言修正が行われた。
そこで、科学技術研究調査においても、国際比較可能性の向上の観点から、フラスカチ・マニュアルに準拠し、より正確な回答を得るために、変更するものである。
- 2 本調査の「研究」の定義は、「事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために、又は、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる創造的な努力及び探求」である。「開発研究」も、この定義の「研究」を用いた語であり、「事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために行われる創造的な努力及び探求」という意味合いが、既に「開発研究」に含まれている。
- 3 「付加的な知識の創出」は、前述のとおり、従前から、「開発研究」の定義に含まれていたものであり、「開発研究」の集計結果に影響が生じることはないことを認識しているが、定義の文言が変更になっても、実質的には変更がないことを、報告者に丁寧に説明してまいりたい。

<参考1>

フラスカチ・マニュアル (英文)	日本語訳 (仮訳)
<p>Chapter 2 Concepts and definitions for identifying R&D</p> <p>2.1 Introduction</p> <p>2.1 The Frascati Manual has provided the definition of research and experimental development (R&D) and of its components, basic research, applied research and experimental development, for more than half a century, and the definitions have stood the test of time. The definitions in this chapter do not differ in substance from those in previous editions. However, there is recognition of cultural change in the definition of R&D and of the use of language in the definition of experimental development.</p>	<p>第2章 研究開発を同定するための概念及び定義</p> <p>2.1. 序論</p> <p>2.1 フラスカチ・マニュアルは、半世紀以上もの間、研究及び試験的開発（研究開発）、並びにその構成要素、基礎研究、応用研究、試験的研究の定義を提供し、本定義は時の試練を経て証明されてきた。本章の定義は、前版のものから実質的な相違はない。しかし、研究開発の定義において文化的な、試験的開発の定義においては言語の使用に関する変更点が認められる。</p>

<参考2>

科学技術研究調査における「研究」の定義

～ 企業用の調査票記入上の注意より ～

この調査における研究とは、事物、機能、現象などについて新しい知識を得るために、又は、既存の知識の新しい活用の道を開くために行われる 創造的な努力及び探求 をいいます。

いわゆる学術的な研究のみならず製品開発、既存製品の改良及び生産・製造工程の開発や改良に関する活動も研究となります。ただし、営業や管理を目的とした活動は、社内研究と呼ばれていても、この調査でいう研究には当たりません。

なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても対象としています。

(4) 調査事項-4

・特定目的3分野の削除について

a 第5期科学技術基本計画の内容との整合性や、利用者の利活用の面からみて、3分野を削除することに問題はないか。

【回答】

- 1 3分野は、第4期基本計画（平成23年8月19日閣議決定）において、科学技術政策の主要な柱として位置付けられた3分野の実績を把握するため、平成24年から調査を行っていたものであるが、第5期基本計画では、そのような記述がなくなったことから、行政的ニーズが薄れたものとする。
- 2 また、本項目を削除することによる結果利用への影響について関係府省に確認したところ、特段の不都合は確認されなかったことから、相対的に必要性が低下したものと認識している。
- 3 以上のことから、本項目を削除することとしたものである。

b 継続して把握される8分野について、複数の分野にまたがる研究がある場合、どのように記入し、集計上、どのように処理されるか。

【回答】

- 1 研究内容が複数の分野にまたがる研究がある場合は、その金額を各分野にそれぞれ記入してもらうこととし、複数の分野に金額が重複しても構わないものとしている。
 なお、「調査票記入上の注意」には、以下のとおり記載している。

<調査票記入上の注意（抜粋）>

また、研究内容が表中の複数の分野にまたがる研究がある場合は、その金額を各分野にそれぞれ記入してください。この場合、複数の分野に金額が重複していても構いません。

【記入例】

「〔8〕社内で使用した研究費」総額7億1000万円の場合、(中略)8分野では、7億1000万円のうち、すべて「情報通信分野」の研究であるが、そのうち3億円は「環境分野」に、6000万円は「ナノテクノロジー分野」に、3億5000万円は「エネルギー分野」にも関係している研究です。

ライフサイエンス分野	145	千	百	十	萬	千	百	十	万	円	ナノテクノロジー分野	149	千	百	十	萬	千	百	十	万	円			
情報通信分野	146					7	1	0	0	0	エネルギー分野	150								3	5	0	0	0
環境分野	147					3	0	0	0	0	宇宙開発分野	151												
物質・材料分野	148										海洋開発分野	152												

- 2 集計は、重複分を計算して除外処理等することなく、記入された研究費をそのまま足し上げている。

(5) 調査事項-5

- ・「社外（外部）から受け入れた研究費」、「社外（外部）へ支出した研究費」の変更
（調査票甲：「会社」→「親子会社」「その他」、全調査票：「外国」→「海外」）

a 「親子会社」の定義は、他の統計調査の用例と整合性が図られているか。

【回答】

- 1 科学技術研究調査では、国際技術交流に関する調査項目において、親会社、子会社の定義を以下のとおりとしており、これと同義とすることとしている。

<調査票記入上の注意より>

- ・親会社とは、他の会社が貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。
- ・子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、貴社の子会社又は貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。
50%以下であっても貴社が経営を実質的に支配している会社も含みます。

- 2 なお、上記の定義は、「経済センサス」、「民間企業の研究活動に関する調査」及び「経済産業省企業活動基本調査」における親子会社の定義と一致しており、他の統計調査の用例と整合性は図られているものとする。

<参考>

1 経済センサス

- ・親会社とは、当該会社の議決権を、50%を超えて直接所有している会社をいう。
ただし、50%以下であっても、当該会社を子会社とする連結財務諸表が作成されている場合は、当該連結財務諸表において当該会社の直近上位に位置する会社を親会社とする。
- ・子会社とは、当該会社が50%を超える議決権を所有する会社をいう。
また、子会社あるいは当該会社と子会社の合計で50%超の議決権を所有している会社も含む。
ただし、50%以下であっても、当該会社の連結財務諸表の対象となる場合は、その会社を含む。

2 民間企業の研究活動に関する調査

- ・親会社とは、貴社の議決権を50%超所有する会社を指します。50%以下であっても、貴社を実質的に支配している会社も含みます。
- ・子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社を指します。50%以下であっても、貴社が実質的に支配している会社も含みます。

3 経済産業省企業活動基本調査

- ・親会社とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。ただし、50%以下であっても、貴社の経営を実質的に支配している場合も含まれます。
- ・子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。また、その子会社あるいは貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社も含まれます。
50%以下であっても貴社が実質的に支配している会社も含まれます。

b 「親子会社」以外を「その他」と一括することについて、利活用上の問題はないか。

【回答】

「親子会社」と「その他」の2つに細分化するのは、フラスカチ・マニュアルにおいて、企業部門を「同グループにおける企業 (Enterprises in the same group)」と「他の非関連企業 (Other unaffiliated enterprises)」に区分していることに準拠したものであり、国際比較の可能性向上のために設定するものである。

また、行政ニーズ等を確認したが、現行の区分で利活用上特に支障はないものとする。

<参考>

フラスカチ・マニュアル (英文)	日本語訳 (仮訳)
<p>Chapter 7 Business enterprise R&D</p> <p>7.7.Functional distributions for extramural R&D in the Business enterprise sector</p> <p>7.69 Business enterprises may also provide funds to others for the performance of extramural R&D; further, business enterprises may both purchase R&D from others and sell R&D to others. [...] In line with the recommendations given in Chapter 4, the following abbreviated distribution is recommended for business enterprises funding R&D performed extramurally and for tracking the purchases and sales of R&D:</p> <p>Domestic:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Business enterprise sector: ❖ Enterprises in the same group ❖ Other unaffiliated enterprises ● [...] <p>Rest of the world:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Business enterprise sector: ❖ Enterprises in the same group ❖ Other unaffiliated enterprises ● [...] 	<p>第7章 企業研究開発</p> <p>7.7. 企業部門における機関外研究開発に対する機能区分</p> <p>7.69 企業はまた、機関外研究開発の遂行のために、他の者に資金を提供することができる;さらに、企業は、他の者から研究開発を購入し、他の者へ研究開発を売却する双方のことができる。(中略) 第4章で与えられた勧告に沿って、以下の簡潔な区分は、機関外遂行される研究開発に資金提供する企業のために、及び研究開発の購入及び売却を追跡するために勧告されている:</p> <p>国内:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業部門: ❖ 同グループにおける企業 ❖ 他の非関連企業 ● (略) <p>世界他地域:</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業部門: ❖ 同グループにおける企業 ❖ 他の非関連企業 ● (略)
<p>Annex 2 Glossary of terms</p> <p>An enterprise group is a set of enterprises controlled by the group head. The group head is a parent legal unit that is not controlled either directly or indirectly by any other legal unit. It can have more than one decision-making centre, especially for the policy on production, sales and profits, or it may centralise</p>	<p>附属文書2 用語集</p> <p>企業集団 (enterprise group) とは、当該集団本部によって支配される一群の企業である。集団本部は、いかなる他の法的単位によって直接的にも間接的にも支配されない親の法的単位である。とくに、生産、売買、利益に関する方針に関して、1つより多い意思決定センターを有してもよく、あるいは、</p>

<p>certain aspects of financial management and taxation. It constitutes an economic entity that is empowered to make choices, particularly concerning the units that it comprises. The enterprise group as a unit is particularly useful for financial analyses and for studying company strategies; however, it can be too varied in nature and unstable to be adopted as a unit for statistical surveys and analysis.</p>	<p>財務管理や課税というある種の局面を中央集権化していることがある。集団本部は、とくにその構成要素となる単位に関して選択を行うための権限が付与された経済的実体である。1つの単位としての企業集団は、財務分析や企業戦略調査においてはとくに有用であるものの、そのありようについてはあまりにも相違がありすぎ、統計調査や統計分析のための単位として採用するには不安定であろう。</p>
<p>Majority-ownership or control refers to ownership of more than 50% of the ordinary shares or voting power of an incorporated enterprise or the equivalent of an unincorporated enterprise. Examples of majority-owned or controlled affiliates include subsidiaries (incorporated enterprises) and branches (unincorporated enterprises).</p>	<p><u>過半数持分 (majority-ownership) 又は過半数支配 (Majority-control)</u> とは、法人格を有する企業又はこれと同等の法人格を有しない企業について、<u>通常株式又は議決権の 50%超の保有を指す</u>。被過半数持分関連者又は被過半数支配関連者の事例には、子会社（法人格を有する企業）及び支所（法人格を有しない企業）が含まれる。</p>

- c ①（現行の変更案である）「親子会社」と「その他」のそれぞれに回答を求めるものと、②「会社」の総額及びその内数として「うち親子会社」の回答を求めるものと、どちらが報告者にとって理解しやすいか。

【回答】

- 1 現行の変更案である①については、事前に回答の可否について報告者にヒアリングを行っており、約7割から回答可能という回答を得ている。
- 2 一方、今回提案のあった②の回答の求め方における「うち親子会社」という表記は、既に、現行の調査票で用いている※。この場合、「会社」の結果の継続性が維持されることとなるとともに、報告者にとっては、「うち親子会社」という一区分の追加であり、理解しやすいという点もあるものとする。

※ 「国際技術交流における金額」及び「転入研究者数・転出研究者数」の調査項目で「うち親子会社」を用いている。

(6) 集計事項

- ・「特殊法人・独立行政法人」の内訳として「研究開発法人」及び「国立研究開発法人」を追加

今回、変更する内容以外に、過去の特別集計や二次的利用の実績からみて、集計事項を追加する余地はないか。

【回答】

現在の集計事項は、過去に実施した特別集計等 ※を含めた包括的なものとなっており、関係府省や学識経験者を構成員とした「科学技術研究統計研究会」においても、今回変更する内容以外に集計事項の追加について特段の要望はなかったことから、問題ないものとする。

※ 統計委員会諮問第 42 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 5 号）において、以下のとおり指摘された。

< 諮問第 42 号の答申（抜粋） >

3 フラスカチ・マニュアルへの対応

（中略）

この観点を踏まえ、現時点において、報告者の負担を限定しつつ、国際比較性を向上させるため、以下の内容についてはフラスカチ・マニュアルと一致させることが可能であることから、今回調査より対応すべきである。

（中略）

② 従業者規模別集計の集計区分

これを踏まえ、平成 24 年及び 25 年に、フラスカチ・マニュアルが推奨している従業者規模（9 区分）別研究費等の特別集計を行い、平成 26 年から従業者規模（9 区分）の結果表を追加した。

2 統計委員会諮問第 60 号の答申（平成 25 年 12 月 13 日付け府統委第 175 号）における「今後の課題」への対応状況について

(ア) 科学技術基本計画、フラスカチ・マニュアル等への対応について

- a 今回の変更内容は、第 5 期科学技術基本計画や昨年度改定されたフラスカチ・マニュアルの内容を踏まえたものとなっているか。特に、前々回の答申時に「今後の課題」として指摘され、前回答申時においても、引き続き検討課題とされた「公的・一般大学資金の他の資金源からの分離」はどのように整理しているか。
- b 本調査の調査事項と第 5 期科学技術基本計画やフラスカチ・マニュアルとの対応関係は、どのように整理されているか

【回答】

1 第 5 期科学技術基本計画との対応については、学識経験者や第 5 期科学技術基本計画を担当する内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当））を含む関係府省を交えた「科学技術研究統計研究会」を開催するとともに、研究会以外の場においても、関係府省の担当者と打合せを重ね、十分調整している。

研究会における結論に基づき、第 5 期科学技術基本計画関連で出された要望等のうち、以下について、対応している。

要望等	対応内容
○任期なしポストの若手研究者割合の把握	調査票乙及び丙に、「任期無し研究者の数」及び「うち 40 歳未満の任期無し研究者の数」を追加
○専門分野別女性研究者採用割合の把握	調査票甲・乙・丙に、以下の内訳による専門分野別新規採用研究者数（全数及び女性）を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ うち自然科学部門 ・ 理学 ・ 工学 ・ 農学 ・ 保健 ・ うち医学 ・ うち歯学 ・ うち薬学
○セクター間の研究者移動数の把握	（既存の調査項目の「採用・転入研究者数」から対応）

2 フラスカチ・マニュアルとの対応についても、フラスカチ・マニュアルに詳しい有識者を「科学技術研究統計研究会」の委員として迎え入れ、研究会の場だけでなく、研究会以外の場においても、度々、有識者と打合せを重ね、十分調整をしている。

有識者に確認をし、検討すべき事項と意見され、研究会で検討したもののうち、以下について、研究会での結論に基づき、対応している。

検討すべき事項	対応内容
○「試験的開発(experimental development)の定義に「付加的な知識を創出する(producing additional knowledge)」という要件を挿入。	調査票甲・乙・丙の性格別研究費の「研究開発」の定義を変更。
○“abroad (外国)”を“rest of the world(世界他地域)”に変更。	調査票甲・乙・丙の「社外(外部)から受け入れた研究費」及び「社外(外部)へ支出した研究費」の組織分類の「外国」を「海外」へ変更。
(この度、フラスカチ・マニュアルで変更されたものではないが) ○企業の研究開発費の資金源を「自社」、「同じグループの他の会社」及び「その他の非連結会社」に分けて把握。	調査票甲の「社外から受け入れた研究費」及び「社外へ支出した研究費」の組織分類の会社を「親子会社」と「その他」に分割。

3 「公的一般大学資金の他の資金源からの分離」については、研究会において、以下のとおり、現時点での対応は困難と整理した。

- ・その把握の可能性について、大学の本部にヒアリングしたところ、多くの大学では、収入については運営費交付金と授業料等のいわゆる自己収入を大学全体としては把握している。しかし、その収入の各学部への配分に当たっては、それらを区分していないことから、大学に対して、学部を調査単位としている科学技術研究調査において、公的一般大学資金に関する回答を得ることは、極めて困難。
- ・各府省の協力を得る必要があるが、既存の統計情報を活用して何ができるかについて、今後検討していくべき。国家レベルで推計なりして、使える数字を出すことが可能かどうか、検討を深めて整理する方向で結論とする。

c 第5期科学技術基本計画やフラスカチ・マニュアルにおいて把握が求められている事項のうち、今回対応しなかった事項は何か。これらについて、引き続き検討を行う余地はあるか。

【回答】

1 第5期科学技術基本計画における主要指標のうち、科学技術研究統計研究会において検討した

・「ベンチャー企業の起業数」、「新規株式公開(IPO)数」、「M&A数(買収規模)」の把握

については、学部単位ではなく大学本部で一括して管理するのが一般的と考えられ、学部で報告を求めても正確な報告が得られない、もしくは未回答となり、正確な統計を作成できないとして、調査項目として新設はしないと結論づけている。

2 フラスカチ・マニュアルの改定に係るもののうち、研究会で検討した、以下については、いずれも、政策上の必要性の有無、報告者負担、結果精度の確保の問題等から対応していない。

しかし、これまでも、政策上の必要性や報告者負担等に配慮しつつ、可能な限りフラスカチ・マニュアルに沿って調査項目を設計しているところであり、引き続き、研究開発を取り巻く環境の変化を踏まえつつ、政策上の必要性、報告者負担、結果の継続性及び結果精度の確保、諸外国における対応状況等を総合的に勘案して検討していくこととしたい。

改定内容	研究会の結論
研究開発支出額と研究開発従事者数の整合性を図ったことに伴う、人材派遣会社から派遣された研究者の扱い	現行調査では、派遣された研究者にかかる費用は「人件費」に含めており、研究関係従業者数も、派遣された者を含めた形で把握している。派遣された研究者の取扱いの変更は、費用及び人数の値が大きく変わり得るとともに、生産性把握の観点からは、現行どおり人件費とした方がよいとも考えられるため、慎重な検討が必要であるとして、今後の課題とする。
大学院修士課程在籍者を研究者の範囲に含める	我が国において、何らかの収入を得て研究をしている大学院修士課程在籍者はほとんどいない、いたとしても研究の補助的な業務を行っている者にとどまることから、科学技術研究調査の研究者の範囲には含めない

3 その他

・オンライン調査の推進について

最近（3か年度）の調査票の回収状況（回収率、オンライン利用率等）及びオンライン回答を増やすための取組状況は、どのようになっているか。

【回答】

1 本調査の最近（3か年度）の調査票の回収状況は、次のとおりである。

調査年	全体		企業		非営利団体 ・公的機関		大学等	
	回収率	オンライン 利用率	回収率	オンライン 利用率	回収率	オンライン 利用率	回収率	オンライン 利用率
平成 25年	88%	35%	84%	20%	99%	36%	100%	80%
26年	87%	35%	83%	19%	99%	38%	100%	81%
27年	88%	36%	84%	20%	100%	41%	100%	83%

2 本調査では、全ての報告者がオンラインで回答できるよう、あらかじめ ID 等の割り当てを行うなど、事前に環境を整えた上で調査を実施している。また、調査の案内文書、督促はがき及び統計局ホームページ等において、オンライン回答を推奨する取組を行っている。

3 さらに、29 年調査から、報告者の利用環境に左右されにくく、利便性の高い HTML 電子調査票（現行は PDF 電子調査票）を導入し、オンライン調査の一層の推進を図っていく予定。

・国民経済計算の整備について

本調査において、国民経済計算との連携強化の観点から、調査事項等、さらに対応する余地はないか。また、国民経済計算の作成を担当する内閣府から、本調査に対する要望は寄せられていないか。

【回答】

- 1 学識経験者や国民経済計算の作成を担当する内閣府（経済社会総合研究所）を含む関係府省を交えた「科学技術研究統計研究会」を開催するとともに、研究会に先立ち、関係府省の担当者とも打合せを重ね、十分調整している。
- 2 上記研究会において、内閣府（経済社会総合研究所）から、公表の早期化などの要望が出されたが、現行の調査の実施時期からみて対応が困難と整理したところである。